Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

#### 2005年9月27日 全3頁

# 会社法と社外監査役

制度調査部堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 11

#### 【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法でも、監査役会を設置する会社は、監査役が3人以上で、その半数以上は社外監査役でなければならない。

この点は、現行法でも、同じである。

しかし、社外監査役の定義の点、社外監査役の人数に関する現在の経過措置等の点で、違いが生じているとも考えられるので、検討が必要である。

## 1.会社法上の"社外監査役"の人数、定義

会社法では、**監査役会設置会社**、つまり監査役会を設置する会社は、**監査役が3人以上**で、その**半数以上は社外監査役**でなければならない(会社法335条3項)。つまり監査役会設置会社における社外監査役の人数は、全監査役の半数以上でなければならない。

**社外監査役の定義**については、会社法2条16号で次のように規定されている<sup>(注1)</sup>。

株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。

(注1)現行法での社外監査役の定義については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)」18条1項参照。

## 2 . 子会社定義の変更に伴う"社外監査役の定義"の変更

会社法では、子会社の定義の詳細は、今後定められる法務省令で決定されることになっている。そ

の際には、**子会社の定義が拡大**される予定である。

それに伴い、「社外監査役の定義」にも影響が出てくる。子会社の範囲が変更、拡大されるのに伴って、**「社外監査役」とならない範囲が拡大する見通し**である。

なお、**子会社の定義**の変更は、次のような方向でなされる予定である(注2)。

- (1) 株式会社以外の法人も含む
- (2)議決権の過半数という形式基準(現行商法の基準)ではなく、実質的に支配しているか否かという基準により判断する

(注2)以下のレポートを参照。

- ・「会社法上の親子会社の定義Q&A」(堀内勇世、2005.8.19 作成)
- ・「新生『会社法』の気になる用語Q&A(1)」(横山淳、2005.6.30 作成)
- ・「会社法案の概略 ~方針、会社類型、用語」(堀内勇世、2005.5.27 作成)

#### 3 . 会社法上の社外監査役の"人数"の注意点~経過措置等の問題

現行法でも、**監査役会設置会社**、つまり監査役会を設置する会社は、**監査役が3人以上**で、その**半数以上は社外監査役**でなければならないとされている<sup>(注3)</sup>。つまり監査役会設置会社における社外 監査役の人数は、全監査役の半数以上でなければならないとされている。

もっとも、現在は経過措置等がある<sup>(注4)(注5)</sup>。例えば、6 月総会の会社(3 月末決算の会社)であれば、平成 18 年(2006 年)の6 月の定時株主総会の終結までは猶予されている。つまり、平成18 年6 月の定時株主総会の終結までに、社外監査役を半数以上とすれば、違反とならないとされている。

それゆえ、平成 18 年の 6 月の定時株主総会で、社外監査役の人数を全監査役の半数以上にする計画を立てていた会社もあるようである。

しかし、このような会社にとって気がかりな点がある。会社法が平成 18 年の 5 月に施行 (注6) された場合、現在のような経過措置等があるのかという点である。なぜかというと、現在のような経過措置等がない場合、会社法の平成 18 年 5 月の施行から同年 6 月の定時株主総会までの間は、会社法の定める社外監査役の人数をみたさず、会社法違反となる恐れがあるからである。

**会社法や、整備法**(注 7) を見渡しても、**現在のような経過措置等を講じた規定がみあたらない**。それゆえ、今後問題となりうる。

しかしながら、**法務省へのヒアリング**によれば、この問題はもともと認識していた点であり、**今後何らかの手当てをする予定**とのことである<sup>(注8)(注9)</sup>。

とはいえ、この問題を抱えている会社にあっては、今後の動向に注意しておく必要がある。

(注3)「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)」18条参照。



- (注4)平成14年(2002年)5月1日施行の「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年12月5日成立、同月12日公布)の附則1条、10条等参照。
- (注5)以下のレポートを参照。
  - ・「社外監査役にかかる改正の経過措置の検討」(堀内勇世、2002.1.23 作成)
  - ・「株主代表訴訟等に関する商法改正法、5月1日施行」(堀内勇世、2002.4.17作成)
- (注6)以下のレポートを参照。
  - ・「会社法の施行日はいつか」(堀内勇世、2005.7.20作成)
- (注7)整備法とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年 6 月 29 日成立、7 月 26 日公布)のことである
- (注8)電話によるヒアリングである。内容については筆者の理解に基づくものである。
- (注9)会社法等でなぜ手当てしなかったかというと、立法技術上の問題などがあったためであるようである。